

第5章 水道料金制度等

- 1 水道料金制度の変遷
- 2 水道料金等の変遷
- 3 用途別栓数、戸数及び有収水量内訳
- 4 用途別・水量ランク別有収水量
- 5 年度別・用途別有収水量
- 6 年度別水道料金等調定状況
- 7 水道料金の徴収と督促等の状況
- 8 水道メーター一点検状況
- 9 水道料金の減免措置と特例計算
- 10 大阪府内 各市水道料金比較

1 水道料金制度の変遷

年	月	日	事 項
昭和26	4	1	水道料金創設（水道料金体系は用途別一律超過料金体系を採用） 水道メーター使用料創設
29	7	1	第1回水道料金改定
32	10	1	第2回水道料金改定
34	3	1	第1回水道メーター使用料改定
	4	1	下止々呂美簡易水道料金創設
37	4	1	第3回水道料金改定
			第2回水道メーター使用料改定
			第1回手数料改定
39	4	1	粟生簡易水道料金創設
40	7	1	第4回水道料金改定
42	4	1	上止々呂美簡易水道料金創設 出納取扱金融機関に「住友銀行豊中支店」指定
			8
43	4	1	粟生簡易水道料金廃止
44	10	8	下水道使用料徴収業務受託
45	8	1	第3回水道メーター使用料改定
46	6	1	口径別納付金制度採用
	10	1	水道料金計算業務の一部を電算処理委託（口座振替分のみ）
47	10	1	水道料金計算業務の全部を電算処理委託
49	6	1	隔月検針・隔月集金実施
52	5	1	第1回口径別納付金改定
	10	1	水道料金の集金制を廃止し、納付制に切替 消込業務及び第1次督促状発行業務の電算処理委託
53	4	1	第5回水道料金改定 第1回上止々呂美・下止々呂美簡易水道料金改定 水道料金体系をすべて用途別一律超過料金体系から用途別段階別逦増 制料金体系に変更 第2回手数料改定
			6

年 月 日			事 項
昭和 5 3	1 1	2 8	出納取扱金融機関（住友銀行）取扱店を豊中支店から箕面支店に変更
5 4	1 0	1	水道料金口座振替分の領収書を廃止し、振替済通知書に変更
5 5	1	4	既設開栓申込の電話受付を開始
	1 0	1	第 2 次督促状及び停水予告状の発行業務を電算処理委託
5 7	5	1	第 6 回水道料金改定
			第 2 回上止々呂美・下止々呂美簡易水道料金改定
			第 2 回口径別納付金改定
			第 4 回水道メーター使用料改定
			第 3 回手数料改定
			生活保護世帯に対し水道の基本料金及びメーター使用料の免除措置を実施
6 0	1 0	1	精算料金の徴収方法を窓口収納から「転居先への納付書郵送」 「口座振替」「現地精算」のいずれかに変更
			閉栓申込の電話受付を開始
6 1	4	1	第 7 回水道料金改定 第 3 回上止々呂美・下止々呂美簡易水道料金改定 郵政省を収納取扱金融機関に指定
	6	1	水道料金（基本料金及びメーター使用料）の福祉減免措置を実施 ①母子年金、遺児年金、準母子年金又は遺族基礎年金のいずれかを受給している世帯 ②児童扶養手当又は特別児童扶養手当を受給している世帯 ③身体障害者（1 級・2 級）又は知的障害者（A・B ₁ ）のいる世帯
6 2	4	1	水道料金の転出精算分に郵便振替制度採用
平成 3	1 1	1	使用水量・消込原符の読取り及び未納水道料金検索・納入通知書再発行のため小型 OCR・オフィスコンピュータ導入
4	4	1	計量業務（上水道事業地域の一部）を業者委託
	6	1	月 4 回の水道料金計算業務を月 2 回に変更
6	4	1	第 8 回水道料金改定
			第 4 回上止々呂美・下止々呂美簡易水道料金改定

年	月	日	事 項
平成 8	3	1	水道料金システムの電算処理を業者委託から自己処理に切替 納入通知書その他各種通知書を封書からメールシーラーによるは がき型式に切替
9	6	1	第9回水道料金改定（消費税5%を外税で課税） 第5回上止々呂美・下止々呂美簡易水道料金改定（消費税5%を外 税で課税）
10	10	1	計量業務にハンディターミナルシステムを導入 滞納整理に領収書発行用ハンディターミナル導入
13	4	1	第10回水道料金改定 第6回上止々呂美・下止々呂美簡易水道料金改定 第5回水道メーター使用料改定
	10	1	コンビニエンスストアでの収納取扱開始
15	2	5	口座振替伝送システムを導入
16	4	1	水道料金を消費税込みに改定 上止々呂美・下止々呂美簡易水道料金を消費税込みに改定 水道メーター使用料を消費税込みに改定
18	10	1	生活保護世帯に対する水道料金（基本料金及びメーター使用料）の福 祉減免措置を廃止
19	3	29	北部簡易水道料金創設（平成19年箕面市条例第16号） *上水道料金と同様とする。
	4	1	計量業務を業者委託
22	7	1	第11回水道料金改定
	10	1	水道料金（基本料金及びメーター使用料）の福祉減免措置を廃止
23	4	1	上止々呂美・下止々呂美・北部簡易水道料金廃止
25	7	1	第12回水道料金改定
	10	1	クレジットカード払いでの収納取扱開始
26	4	1	水道料金の消費税率を8%（外税課税）に改定
30	7	1	第13回水道料金改定

2 水道料金等の変遷

(1) 水道料金の変遷 (1カ月につき)

料金体系		創設		料金改定		
				第1回		
(用途別一律超過料金体系)		昭和26年4月		昭和29年7月		
一般用	家事用	基本料金	10m ³ まで	200	10m ³ まで	200
		超過料金	1m ³ につき	25	1m ³ につき	25
	普通営業用	基本料金	20m ³ まで	450	20m ³ まで	400
		超過料金	1m ³ につき	30	1m ³ につき	30
	病院・官公署用	基本料金	20m ³ まで	350	20m ³ まで	350
		超過料金	1m ³ につき	20	1m ³ につき	20
	学校用	基本料金	20m ³ まで	350	100m ³ まで	1,500
		超過料金	1m ³ につき	20	1m ³ につき	20
	原動力・工食用	基本料金	30m ³ まで	750	30m ³ まで	750
		超過料金	1m ³ につき	30	1m ³ につき	30
	湯屋用	基本料金	100m ³ まで	1,500	1m ³ につき	15
		超過料金	1m ³ につき	17		
工事その他臨時用	基本料金	1m ³ につき	30～	1m ³ につき	30～	
	超過料金		100		100	
備考						

料金体系		料金改定			
		第5回	第6回	第7回	
(用途別段階別逦増制料金体系)		昭和53年4月	昭和57年5月	昭和61年4月	
一般用	基本料金	8m ³ まで	320	400	580
	超過料金 (1m ³ につき)	9m ³ ～10m ³ まで	50	60	85
		11m ³ ～20m ³ まで	60	75	100
		21m ³ ～30m ³ まで	75	95	120
		31m ³ ～50m ³ まで	90	110	140
		51m ³ ～100m ³ まで	110	130	160
		101m ³ ～300m ³ まで	130	150	180
		301m ³ ～500m ³ まで	160	180	210
501m ³ ～	190	210	240		
湯屋用	基本料金	100m ³ まで	3,000	3,600	4,600
	超過料金	1m ³ につき	44	52	67
工事その他臨時用	基本料金	2m ³ まで	1m ³ につき	1m ³ につき	800
	超過料金	1m ³ につき	300	400	400
備考	*昭和53年4月 用途別段階別逦増制料金体系に変更				

(単位：円)

料金改定					
第2回		第3回		第4回	
昭和32年10月		昭和37年4月		昭和40年7月	
10m ³ まで	250	10m ³ まで	250	8m ³ まで	280
				10m ³ まで	350
1m ³ につき	(1号)31	1m ³ につき	(1号)31	1m ³ につき	45
	(2号)28		(2号)28		
20m ³ まで	500	20m ³ まで	500	20m ³ まで	700
1m ³ につき	38	1m ³ につき	38	1m ³ につき	48
20m ³ まで	438	20m ³ まで	900	20m ³ まで	900
1m ³ につき	25	1m ³ につき	50	1m ³ につき	50
100m ³ まで	1,875	20m ³ まで	900	20m ³ まで	900
1m ³ につき	25	1m ³ につき	50	1m ³ につき	50
30m ³ まで	938	30m ³ まで	938	30m ³ まで	1,140
1m ³ につき	38	1m ³ につき	38	1m ³ につき	48
100m ³ まで	1,650	100m ³ まで	1,650	100m ³ まで	2,300
1m ³ につき	19	1m ³ につき	19	1m ³ につき	30
1m ³ につき	38	1m ³ につき	50	1m ³ につき	60
* 1号：2号適用者以外 2号：1メーターで2世帯以上使用の場合					

(単位：円)

料金改定							
第8回	第9回	第10回		第11回	第12回		第13回
平成6年4月	平成9年6月	平成13年4月	平成16年4月	平成22年7月	平成25年7月	平成26年4月	平成30年7月
680	648	920	966.00	779.00	723.00	689	686
120	115	150	157.50	157.50	157.50	150	126
140	140	170	178.50	178.50	178.50	170	168
165	165	195	204.75	204.75	204.75	195	192
195	195	225	236.25	236.25	236.25	225	230
225	225	255	267.75	267.75	267.75	255	255
255	255	285	299.25	299.25	299.25	285	285
290	290	320	336.00	336.00	336.00	320	320
325	325	355	372.75	372.75	372.75	355	355
4,600	4,600	5,600	5,880.00	5,880.00	5,880.00	5,600	5,600
67	67	80	84.00	84.00	84.00	80	80
1,000	1,000	1,200	1,260.00	1,260.00	1,260.00	1,200	1,200
500	500	600	630.00	630.00	630.00	600	600
*平成9年6月1日から消費税5%を外税で課税		*平成16年4月1日から消費税込みに改定			*平成26年4月1日から消費税8%を外税で課税		

(2) 水道メーター使用料の変遷

(単位：円/月)

口径 (mm)	創設	第1回改定	第2回改定	第3回改定	第4回改定	第5回改定		
	昭和26年4月	昭和34年3月	昭和37年4月	昭和45年8月	昭和57年5月	平成13年4月	平成16年4月	平成26年4月
13	20	20	45	45	50	25	26.25	25
16	25	25	—	—	—	—	—	—
20	30	30	80	80	100	50	52.50	50
25	40	使用者 において 設置	80	80	100	50	52.50	50
30	—		—	200	200	100	105.00	100
40	—		250	250	250	125	131.25	125
50	使用者 において 設置		680	680	1,700	850	892.50	850
75			900	900	2,000	1,000	1,050.00	1,000
100			1,050	1,050	2,300	1,150	1,207.50	1,150
150			—	1,500	4,100	2,050	2,152.50	2,050
200			—	—	—	—	—	—

- * 平成9年6月1日から消費税5%を外税で課税
- * 平成16年4月1日から消費税込みに改定
- * 平成26年4月1日から消費税8%を外税で課税

(3) 口径別納付金の変遷

(単位：円)

口径 (mm)	創設	第1回改定	第2回改定		第3回改定
	昭和46年6月	昭和52年5月	昭和57年5月	平成16年4月	平成26年4月
13	20,000	40,000	80,000	84,000	80,000
20	50,000	100,000	170,000	178,500	170,000
25	90,000	180,000	310,000	325,500	310,000
30	140,000	280,000	480,000	504,000	480,000
40	280,000	560,000	950,000	997,500	950,000
50	490,000	980,000	1,670,000	1,753,500	1,670,000
75	1,330,000	2,660,000	4,520,000	4,746,000	4,520,000
100	2,730,000	5,460,000	9,280,000	9,744,000	9,280,000
150	7,540,000	15,080,000	25,640,000	26,922,000	25,640,000
200以上	市長が別に定める	市長が別に定める	管理者が別に定める	管理者が別に定める	管理者が別に定める

- * 平成9年6月1日から消費税5%を外税で課税
- * 平成16年4月1日から消費税込みに改定
- * 平成26年4月1日から消費税8%を外税で課税

3 用途別栓数、戸数及び有収水量内訳

用 途		栓 (栓)	数	戸 (戸)	数	有 収 (m ³)	水 量	備 考
			構成率		構成率		構成率	
1	家事用	53,412	95.7%	64,004	94.9%	11,664,990	83.0%	
2	営業用	1,601	2.9%	2,286	3.4%	1,429,935	10.2%	
3	官公署用	303	0.5%	308	0.4%	220,654	1.5%	
4	学校用	63	0.1%	403	0.6%	260,639	1.8%	
5	工場用	174	0.3%	174	0.3%	151,577	1.1%	
6	プール用	9	0.0%	9	0.0%	80,295	0.6%	
7	病院用	36	0.1%	36	0.0%	209,789	1.5%	
8	湯屋用	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	
9	臨時用	243	0.4%	243	0.4%	36,822	0.3%	
合 計		55,841	100.0%	67,463	100.0%	14,054,701	100.0%	

4 用途別・水量ランク別有収水量

(1) 一般用

水量ランク	区 分		用 途 別 区 分					
			家事用		営業用		官公署用	
0～ 8m ³	水 量(m ³)		817,909		24,720		3,310	
	用途別比率	ランク比率	94.8%	7.0%	2.9%	1.7%	0.4%	1.5%
9～ 10m ³	水 量(m ³)		393,972		8,494		1,031	
	用途別比率	ランク比率	97.4%	3.4%	2.1%	0.6%	0.3%	0.5%
11～ 20m ³	水 量(m ³)		3,760,604		38,065		3,323	
	用途別比率	ランク比率	98.8%	32.2%	1.0%	2.7%	0.1%	1.5%
21～ 30m ³	水 量(m ³)		2,952,284		38,897		2,508	
	用途別比率	ランク比率	98.5%	25.3%	1.3%	2.7%	0.1%	1.1%
31～ 50m ³	水 量(m ³)		1,475,044		67,655		4,722	
	用途別比率	ランク比率	94.6%	12.6%	4.3%	4.7%	0.3%	2.1%
51～100m ³	水 量(m ³)		204,646		125,360		12,028	
	用途別比率	ランク比率	55.3%	1.8%	33.9%	8.8%	3.2%	5.4%
101～300m ³	水 量(m ³)		29,253		266,052		36,311	
	用途別比率	ランク比率	6.6%	0.3%	60.3%	18.6%	8.2%	16.5%
301～500m ³	水 量(m ³)		12,135		106,240		25,989	
	用途別比率	ランク比率	5.1%	0.1%	45.0%	7.4%	11.0%	11.8%
501m ³ 以上	水 量(m ³)		11,370		538,487		98,360	
	用途別比率	ランク比率	1.1%	0.1%	53.3%	37.7%	9.7%	44.6%
水量ランク外	水 量(m ³)		2,007,773		215,965		33,072	
	用途別比率	ランク比率	86.2%	17.2%	9.3%	15.1%	1.4%	15.0%
計	水 量(m ³)		11,664,990		1,429,935		220,654	
	用途別比率	ランク比率	83.2%	100.0%	10.2%	100.0%	1.6%	100.0%

*水量ランク外は開栓後初回請求分および閉栓精算分である。

(2) 湯屋用

水量ランク	水 量(m ³)	
	ランク比率 (%)	
0～100m ³	0	
	0.0%	
101m ³ 以上	0	
	0.0%	
水量ランク外	0	
	0.0%	
計	0	
	0.0%	

(3) 臨時用

水量ランク	水 量(m ³)	
	ランク比率 (%)	
0～2m ³	1,104	
	3.0%	
3m ³ 以上	35,712	
	97.0%	
水量ランク外	6	
	0.0%	
計	36,822	
	100.0%	

*水量ランク外は開栓後初回請求分および閉栓精算分である。

用途別区分								計	
学校用		工場用		プール用		病院用			
14,889		1,727		147		310		863,012	
1.7%	5.7%	0.2%	1.1%	0.0%	0.2%	0.0%	0.2%	100.0%	6.2%
97		833		85		72		404,584	
0.0%	0.1%	0.2%	0.6%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	100.0%	2.9%
32		4,261		154		476		3,806,915	
0.0%	0.0%	0.1%	2.8%	0.0%	0.2%	0.0%	0.2%	100.0%	27.2%
0		4,009		21		725		2,998,444	
0.0%	0.0%	0.1%	2.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.3%	100.0%	21.4%
286		10,108		279		1,084		1,559,178	
0.0%	0.1%	0.7%	6.7%	0.0%	0.4%	0.1%	0.5%	100.0%	11.1%
4,003		22,100		798		1,038		369,973	
1.1%	1.5%	6.0%	14.6%	0.2%	1.0%	0.3%	0.5%	100.0%	2.6%
54,334		34,656		7,107		13,744		441,457	
12.3%	20.9%	7.9%	22.9%	1.6%	8.9%	3.1%	6.6%	100.0%	3.1%
60,812		7,449		10,302		12,942		235,869	
25.8%	23.3%	3.2%	4.9%	4.4%	12.8%	5.5%	6.2%	100.0%	1.7%
99,865		59,785		42,980		159,390		1,010,237	
9.9%	38.3%	5.9%	39.4%	4.3%	53.5%	15.8%	76.0%	100.0%	7.2%
26,321		6,649		18,422		20,008		2,328,210	
1.1%	10.1%	0.3%	4.4%	0.8%	22.9%	0.9%	9.5%	100.0%	16.6%
260,639		151,577		80,295		209,789		14,017,879	
1.8%	100.0%	1.1%	100.0%	0.6%	100.0%	1.5%	100.0%	100.0%	100.0%

5 年度別・用途別有収水量

用 途	26年度		27年度		
	水量 (m ³)	構成比	水量 (m ³)	構成比	前年度比
家事用	11,866,111	84.4%	11,906,894	84.7%	100.3%
営業用	1,230,953	8.5%	1,216,776	8.7%	98.8%
病院・学校・官公署・プール・湯屋用	791,096	5.6%	767,105	5.5%	97.0%
工場用	140,363	1.0%	141,607	1.0%	100.9%
臨時用	25,326	0.2%	30,204	0.2%	119.3%
合 計	14,053,849	100.0%	14,062,586	100.0%	100.1%

6 年度別水道料金等調定状況

用 途 等	26年度		27年度		
	金額 (円)	構成比	金額 (円)	構成比	前年度比
家事用	1,833,508,529	74.4%	1,845,973,250	74.3%	100.7%
営業用	340,078,583	13.7%	335,367,545	13.5%	98.6%
病院・学校・官公署・プール・湯屋用	253,114,877	10.2%	245,049,752	9.9%	96.8%
工場用	36,262,053	1.5%	36,961,550	1.5%	101.9%
臨時用	15,997,770	0.7%	20,631,024	0.6%	129.0%
小 計	2,478,961,812	100.0%	2,483,983,121	100.0%	100.2%
水道メーター使用料	35,513,888	—	36,578,772	—	103.0%
合 計	2,514,475,700	—	2,520,561,893	—	100.2%

28年度			29年度			30年度		
水量 (m ³)	構成比	前年度比	水量 (m ³)	構成比	前年度比	水量 (m ³)	構成比	前年度比
12,029,287	84.8%	101.0%	12,028,238	84.2%	100.0%	11,664,990	83.0%	97.0%
1,195,911	8.6%	98.3%	1,281,636	9.0%	107.2%	1,429,935	10.2%	111.6%
787,133	5.5%	102.6%	796,140	5.6%	101.1%	771,377	5.5%	96.9%
144,911	1.0%	102.3%	145,448	1.0%	100.4%	151,577	1.1%	104.2%
24,222	0.2%	80.2%	36,952	0.2%	152.6%	36,822	0.2%	99.6%
14,181,464	100.0%	100.9%	14,288,414	100.0%	100.8%	14,054,701	100.0%	98.4%

28年度			29年度			30年度		
金額 (円)	構成比	前年度比	金額 (円)	構成比	前年度比	金額 (円)	構成比	前年度比
1,869,775,143	74.7%	101.3%	1,854,480,637	73.3%	99.2%	1,739,911,856	71.0%	93.8%
327,264,904	13.1%	97.6%	353,555,118	14.0%	108.0%	399,575,481	16.3%	113.0%
252,027,998	10.1%	102.8%	255,071,674	10.1%	101.2%	244,007,515	10.0%	95.7%
38,789,446	1.6%	104.9%	39,614,477	1.6%	102.1%	42,511,581	1.7%	107.3%
16,781,904	0.7%	81.3%	25,119,720	1.0%	149.7%	25,241,544	1.0%	100.5%
2,504,639,395	100.0%	100.8%	2,527,841,626	100.0%	100.9%	2,451,247,977	100.0%	97.0%
37,308,779	—	102.0%	37,987,867	—	101.8%	38,525,304	—	101.4%
2,541,948,174	—	100.8%	2,565,829,493	—	100.9%	2,489,773,281	—	97.0%

7 水道料金の徴収と督促等の状況

(1) 料金の徴収

料金徴収方法	26年度		27年度	
	件数	構成比	件数	構成比
口座振替	37,107	69.2%	36,566	67.4%
納付制	13,976	26.0%	14,378	26.5%
クレジットカード払い	2,561	4.8%	3,339	6.1%
合計	53,644	100.0%	54,283	100.0%

* クレジットカード払いは平成25年10月1日から取り扱いを開始

(2) 料金の督促

料金の督促等	26年度	27年度
	件数	件数
1次督促	14,649	14,352
2次督促	16,954	17,291
停水予告	2,659	2,033
給水停止通知	1,052	1,002
給水停止	502	546

8 水道メーター一点検状況(平成30年度)

月	総件数 A	検針済件数					個人 メーター 検針	認定件数		
		一般 メーター	遠隔 メーター	開栓中	閉栓中 E	閉栓率 E/A		未点検認定分		
								不在	障害	位置 不明
4	26,923	23,416	3,490	23,233	3,673	13.64%	17	51	40	1
5	30,814	26,457	4,335	27,018	3,774	12.25%	22	26	34	0
6	27,473	23,975	3,481	23,802	3,654	13.30%	17	37	27	1
7	30,821	26,454	4,345	27,054	3,745	12.15%	22	26	42	3
8	27,509	24,001	3,491	23,919	3,573	12.99%	17	21	26	0
9	30,822	26,453	4,347	27,083	3,717	12.06%	22	18	34	0
10	27,532	24,028	3,487	23,884	3,631	13.19%	17	22	38	0
11	30,851	26,475	4,354	27,133	3,696	11.98%	22	21	37	2
12	27,555	24,047	3,491	23,834	3,704	13.44%	17	24	38	0
1	30,977	26,537	4,418	27,214	3,741	12.08%	22	24	44	0
2	27,592	24,089	3,486	23,850	3,725	13.50%	17	31	35	1
3	30,957	26,496	4,439	27,155	3,780	12.21%	22	20	28	1
計	349,826	302,428	47,164	305,179	44,413	12.70%	234	321	423	9

28年度		29年度		30年度	
件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
36,226	65.9%	35,999	65.1%	35,557	63.7%
14,803	26.9%	14,775	26.7%	15,073	27.0%
3,968	7.2%	4,548	8.2%	5,211	9.3%
54,997	100.0%	55,322	100.0%	55,841	100.0%

28年度	29年度	30年度
件数	件数	件数
14,536	15,015	15,317
17,655	17,854	18,041
1,836	1,762	1,735
712	461	595
395	263	257

(単位 : 件)

		認定件数							付帯業務			
		点検認定分					認定計 B+C D	認定率 D/A	漏水 発見	無届 転居	無断 使用	計
計 B	認定率 B/A	不動	破損	逆付	計 C	認定率 C/A						
92	0.34%	0	0	0	0	0.00%	92	0.34%	53	3	120	176
60	0.19%	0	1	0	1	0.00%	61	0.20%	65	2	148	215
65	0.24%	2	0	0	2	0.01%	67	0.24%	83	7	92	182
71	0.23%	1	2	0	3	0.01%	74	0.24%	80	4	119	203
47	0.17%	1	0	0	1	0.00%	48	0.17%	96	3	107	206
52	0.17%	0	1	0	1	0.00%	53	0.17%	100	4	130	234
60	0.22%	0	0	0	0	0.00%	60	0.22%	100	4	107	211
60	0.19%	0	0	0	0	0.00%	60	0.19%	76	8	130	214
62	0.23%	1	1	0	2	0.01%	64	0.23%	90	4	133	227
68	0.22%	0	1	0	1	0.00%	69	0.22%	112	1	142	255
67	0.24%	1	1	0	2	0.01%	69	0.25%	104	2	137	243
49	0.16%	0	0	0	0	0.00%	49	0.16%	87	3	125	215
753	0.22%	6	7	0	13	0.00%	766	0.22%	1,046	45	1,490	2,581

9 水道料金の減免措置と特例計算

(1) 減免措置状況

用 途	区 分	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		
							うち地震分	
漏	家事用	件数(件)	205	218	168	174	197	18
		水量(m ³)	9,628	13,060	14,448	7,283	13,103	2,994
		金額(円)	2,436,826	3,498,720	3,819,693	1,889,555	3,491,809	879,002
水	営業用	件数(件)	11	7	8	12	10	2
		水量(m ³)	2,289	1,371	1,554	1,391	4,219	1,089
		金額(円)	827,038	409,827	556,702	448,968	1,407,216	375,276
減	官公署用	件数(件)	5	4	6	4	2	0
		水量(m ³)	1,274	1,277	4,533	1,872	3,205	0
		金額(円)	448,993	442,249	1,697,961	713,317	1,217,835	0
免	その他	件数(件)	4	8	4	4	7	1
		水量(m ³)	2,928	2,959	2,958	459	2,488	1,454
		金額(円)	1,091,105	1,074,119	1,106,655	153,263	833,848	484,669
小 計		件数(件)	225	237	186	194	216	21
		水量(m ³)	16,119	18,667	23,493	11,005	23,015	5,537
		金額(円)	4,803,962	5,424,915	7,181,011	3,205,103	6,950,708	1,738,947
地震に伴う 濁水減免 (一律2m ³)		件数(件)	0	0	0	0	55,761	55,761
		水量(m ³)	0	0	0	0	142,392	142,392
		金額(円)	0	0	0	0	21,609,126	21,609,126
合 計		件数(件)	225	237	186	194	55,977	55,782
		水量(m ³)	16,119	18,667	23,493	11,005	165,407	147,929
		金額(円)	4,803,962	5,424,915	7,181,011	3,205,103	28,559,834	23,348,073

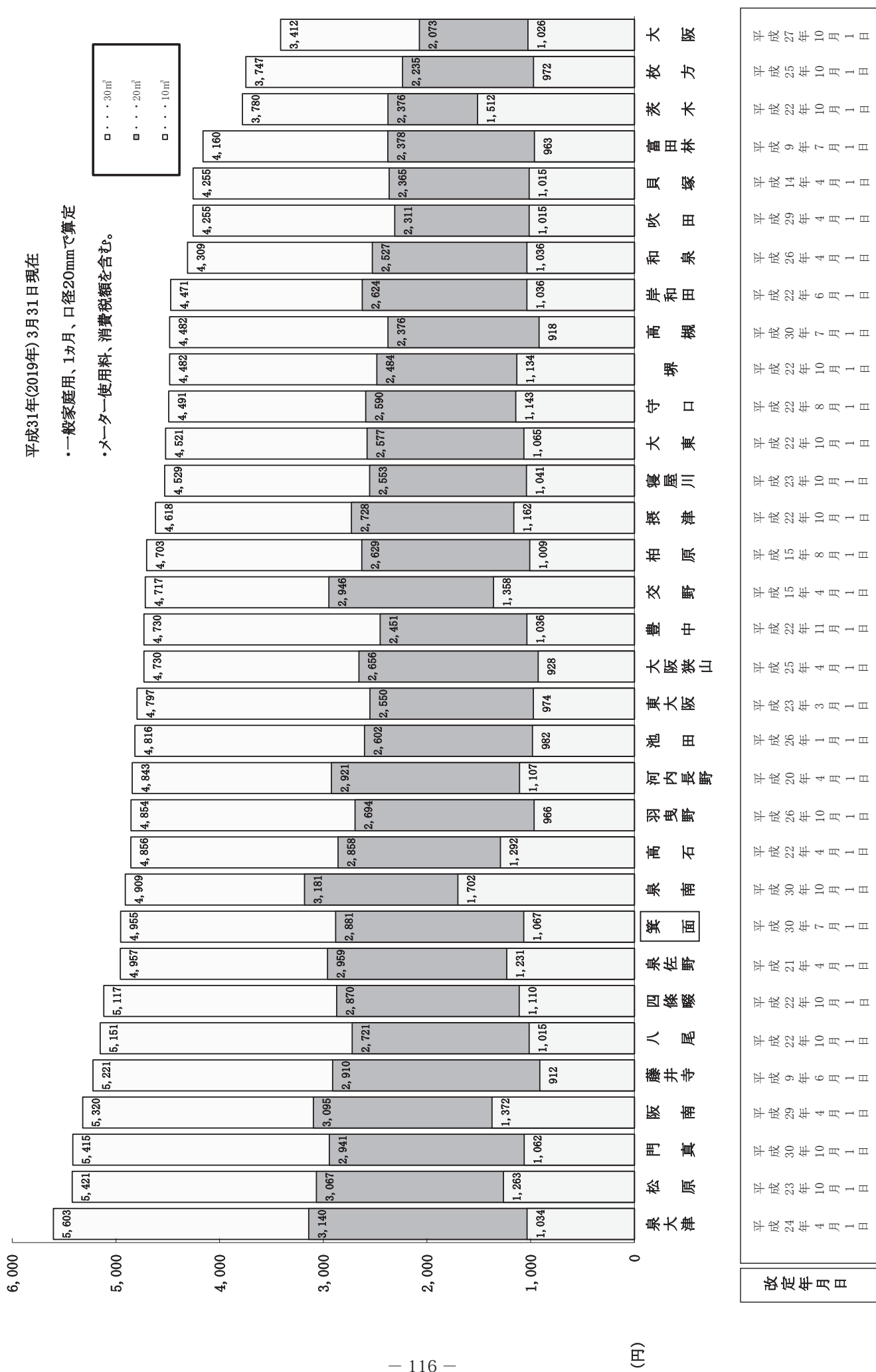
(2) 特例計算別栓数及び戸数

区 分		栓数(栓)	割合	戸数(戸)	割合
特 例 計 算	第1種	380	0.7%	9,095	13.5%
	第2種	124	0.2%	2,174	3.2%
	第3種	89	0.2%	930	1.4%
	第4種	16,408	29.4%	16,423	24.3%
	合 計	17,001	30.5%	28,622	42.4%
全給水栓数・給水戸数		55,841	100.0%	67,463	100.0%

(3) 特例計算の種別及び料金の算出方法

種 別	適用対象建物形態	水道料金の算出方法
特例計算 第 1 種	独立した生計を営む住居のみを単位とした共同住宅（以下「共同住宅」という）で、その住居の規模が各戸とも概ね等しいもの	均等に使用したとみなされた1戸当たりの水量（市の親メーターで計量した水量を使用戸数で割る）につき算出された水道料金に使用戸数を乗じる。
特例計算 第 2 種	（1）独立した生計若しくは事業を営む住居、店舗、事務所等が混在する多目的ビル又は業務用ビル（以下「多目的ビル等」という）であるもの （2）共同住宅で、その住居の規模が大きく異なるもの （3）独立した生計を営む居室ごとに給水栓がない寮に類するもの	基本水量に使用戸数を乗じた水量を超える分（市の親メーターで計量した水量から基本水量×使用戸数を引く）については、1戸分としての超過料金を算出し、その金額に基本料金に使用戸数を乗じた金額を加える。
特例計算 第 3 種	特例計算第2種の適用建物に該当する多目的ビル等又は共同住宅で、住居、店舗、事務所等の一部に市の各戸メーター又は私設メーターが設置されているもの	市の各戸メーター又は私設メーターで計量した水量を超える分（市の親メーターで計量した水量から市の各戸メーター又は私設メーターで計量した水量を引く）については、特例計算第2種で料金を算定し、その金額に市の各戸メーター又は私設メーターで計量された水量に基づき算出した金額を加える。ただし、市の各戸メーター又は私設メーターが設置されていない室がすべて独立した生計を営む住居のみで、かつ、その室の規模が各室とも概ね等しいときは、特例計算第1種で料金を算出する。
特例計算 第 4 種	特例計算第1種又は特例計算第2種の適用建物に該当する共同住宅又は多目的ビル等で、すべての住居、店舗、事務所等ごとに市の各戸メーター又は私設メーターが設置されているもの	市の各戸メーター又は私設メーターで計量された水量に基づき、各戸ごとに算出する。ただし、その合計金額が市の親メーターで計量した水量に基づき特例計算第1種で算出した水道料金に満たないときは、その差額を別途徴収する。

10 大阪府内 各市水道料金比較(30㎡の場合)



(円)